

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	松本市

松本市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 環境エネルギー部 産業振興部
森林環境課 農政課

所在地 長野県松本市梓川梓2288-3

電話番号 0263-78-3003 (代表)

FAX番号 0263-78-3942

メールアドレス shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp
nosei@city.matsumoto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類：カラス、カワウ、カルガモ、キジバト、スズメ、ドバト ムクドリ、ヒヨドリ、オナガ、アオサギ、カワウ 獣類：イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、カモシカ ウサギ
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	松本市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象鳥獣は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
カラス	水稲、麦類、豆類、そば、果樹、野菜	259.0	18,883
カルガモ	水稲	8.0	109
キジバト	水稲、麦類、豆類、果樹、野菜、そば	252.5	2,746
スズメ	水稲、麦類、果樹、野菜、そば	118.0	2,074
ドバト	水稲、麦類、果樹、野菜、豆類、そば	252.5	2,746
ムクドリ	果樹、野菜	48.0	5,586
ヒヨドリ	果樹	31.0	3,588
オナガ	果樹	51.1	3,366
アオサギ	水稲、田鯉、果樹	11.0	625
カワウ	川魚 (イワナ、ヤマメ、ウグイ等)		
イノシシ	水稲、そば、イモ類、果樹、野菜、麦類、豆類	292.0	12,846
ツキノワグマ	果樹、野菜、養蜂	0.4	12
ニホンザル	水稲、イモ類、果樹、野菜	114.0	12,250
ニホンジカ	水稲、豆類、そば 野菜、果樹、牧草、麦類	170.0	4,243
ハクビシン	野菜、豆類	24.0	1,681
キツネ	果樹、野菜	8.7	215
タヌキ	果樹、野菜、豆類	9.6	479
アナグマ	果樹、野菜	1.9	179
カモシカ	野菜、麦類、ヒノキ		

ウサギ	野菜	0.3	29
-----	----	-----	----

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

カラス	果樹、野菜などで、市内全域において被害が増加している。また、市街地にねぐらもあるため、騒音・糞害も発生している。
カルガモ	水稻の被害や小魚の食害が発生している。
キジバト	水稻、豆類、雑穀類などの被害が増加している。
スズメ	水稻、麦類、野菜などの被害が増加している。
ドバト	水稻、豆類、雑穀類などの被害が増加している。
ムクドリ	果樹の被害が大きい。また、市街地にねぐらもあるため、騒音・糞害の苦情も発生している。
ヒヨドリ	カラス、ムクドリに並び、果樹被害が発生している。
オナガ	果樹被害が増加している。
アオサギ	水稻、果樹、田鯉の被害が発生している。
カワウ	アユ、アブラハヤ、ウグイなどの捕食が発生している。
イノシシ	水稻、野菜、果樹などの被害が増加している。
ツキノワグマ	果樹の被害が発生している。
ニホンザル	西部地域を中心果樹などの被害が深刻である。
ニホンジカ	防護柵の破損箇所からの侵入などにより、被害は増加している。
ハクビシン	田園地帯や市街地にも生息し、果樹、野菜などの被害が増加している。また、民家での出没も多く見られる。
キツネ	市街地にも出没し果樹、野菜の被害が発生している。
タヌキ	市街地にも出没し果樹、野菜の被害が発生している。
アナグマ	市街地にも出没し果樹、野菜の被害が発生している。
カモシカ	野菜、穀物などの食害が見られる。
ウサギ	野菜の被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）		摘 要
	被害面積 (a)	金額 (千円)	被害面積 (a)	金額 (千円)	
カラス	259.0	18,883	233.1	16,995	
カルガモ	8.0	109	7.2	98	
キジバト	252.5	2,746	214.6	2,334	

スズメ	118.0	2,074	106.2	1,867	
ドバト	252.5	2,746	214.6	2,334	
ムクドリ	48.0	5,586	40.8	4,748	
ヒヨドリ	31.0	3,588	27.9	3,229	
オナガ	51.1	3,366	45.9	3,029	
アオサギ	11.0	625	9.9	563	
カワウ					川魚等
イノシシ	292.0	12,846	262.8	11,561	
ツキノワグマ	0.4	12	0.3	11	
ニホンザル	114.0	12,250	96.9	10,413	
ニホンジカ	170.0	4,243	153.0	3,819	
ハクビシン	24.0	1,681	21.6	1,513	
キツネ	8.7	215	7.8	194	
タヌキ	9.6	479	8.2	407	
アナグマ	1.9	179	1.7	161	
カモシカ					
ウサギ	0.3	29	0.3	26.1	

※ 軽減目標値（現状値×0.9～0.85）

- （注） 1 被害金額、被害面積等の現況値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託(猟友会・集落等捕獲隊) ・鳥獣対策実施隊による合同捕獲 ・新規銃猟者の確保 ・捕獲檻(箱罟)の配備 ・埋却穴設置補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化と新規会員の確保 ・鳥獣捕獲と個体処理の効率化 ・食肉としての流通
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置(地元の労力) ・緩衝帯の整備 ・サル用GPS首輪装着による生息域調査、GIS分析及び追い払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の高齢化による防護柵の維持管理や、追い払い等の担い手不足
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の伐採 ・食物残渣の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保 ・地域住民の意識醸成

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、

捕獲鳥獣の処理方法等について」記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を軽減するため、近隣市村や関係機関と連携を図りながら、捕獲対策、防除対策及び生息環境管理を組み合わせた総合的な対策を推進します。

・捕獲対策

猟友会・集落等捕獲隊が中心となり、地区ごとの駆除を基本とする。

ニホンジカは、合同捕獲（年4回程度）により引き続き重点的な駆除を実施する。小型獣は、田園地帯から市街地にも出没しており、地域ぐるみでの対策が必要であるため、猟友会員などの指導により駆除を推進する。

また、猟友会・集落等捕獲隊が設置した、くくりわな及び箱わな等の見回りの負担軽減や罠の再セットの迅速化による捕獲向上のため、わなセンサーなどのICTシステムの活用により、捕獲作業の効率化を推進する。

・防除対策

平成21年から28年にかけて約176kmの広域防護柵を整備した。しかし、設置から年数が経過する中で、住民の高齢化による維持管理の担い手不足や、経年劣化による防護柵の老朽化が課題となっている。こうした状況を踏まえ、既設防護柵の適切な維持管理を支援するとともに、必要に応じて防護柵の移設や未設置箇所への新設等を検討する。

西部地域のサル被害対策について、ICT等を活用したGPS首輪装着による生息域調査、分析及び追い払いを実施する。

また、農作物の残渣や放任果樹の放置等の有害鳥獣を寄せ付けない環境を作るため、農家や集落による総合的な対策を行うために、松本地域野生鳥獣被害対策チームと連携して支援する。

・生息環境管理

野生鳥獣の生息や出没を抑制するため、森林整備事業を計画的に進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・松塩筑猟友会市内各支部での捕獲活動を基本として、活動経費を補助する。
・猟友会、集落等捕獲隊との委託契約により、捕獲実績に基づき委託料を支払う。
・ニホンジカ・ニホンザルについては、上記とは別に、実施隊により合同捕獲を実施し、より効果的な捕獲を行います。
・ライフル銃による駆除は、ニホンジカ、イノシシ等の捕獲を推進するため必要であり、巻き狩りの他に、遠距離からの捕殺について、半矢等を回避できるため、継続します。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託による有害捕獲の推進。 ・ 合同捕獲による有害捕獲の推進。 ・ 箱罠、くくり罠の貸与。 ・ 農作物・廃棄等の残渣処理の徹底を図る。 ・ 防護柵の適正管理。 ・ ICTシステムの活用による捕獲作業の効率化。 ・ 猟友会員や新規銃猟者の確保。
R 9	全鳥獣	— " —
R 10	全鳥獣	— " —

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>野生鳥獣全般については、正確な生息数の把握が困難であるため、特定鳥獣については、長野県特定鳥獣保護管理計画に基づき、前年度の捕獲数と被害発生状況を勘案し決定する。</p> <p>特定鳥獣以外の鳥獣については、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案しながら決定する。</p> <p>ライフル銃を用いる獣種：ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ</p> <p>ライフル銃を用いる捕獲時期：4月～3月（通年）</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カラス	1500羽	1500羽	1500羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
キジバト	600羽	600羽	600羽
スズメ	1950羽	1950羽	1950羽
ドバト	1030羽	1030羽	1030羽

ムクドリ	1620羽	1620羽	1620羽
ヒヨドリ	1,100羽	1,100羽	1,100羽
オナガ	210羽	210羽	210羽
アオサギ	150羽	150羽	150羽
カワウ	40羽	40羽	40羽
イノシシ	250頭	250頭	250頭
ツキノワグマ	30頭	14頭	14頭
ニホンザル	260頭	260頭	260頭
ニホンジカ	2,170頭	2,170頭	2,170頭
ハクビシン	250頭	250頭	250頭
キツネ	150頭	150頭	150頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
アナグマ	100頭	100頭	100頭
カモシカ	許可頭数	許可頭数	許可頭数
ウサギ	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
通年、被害発生地区の農耕地及び森林において、地元猟友会（駆除班）及び集落等捕獲隊が、銃器、捕獲檻、網及びわなを使用して捕獲する（通年）。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市内全域において、巻き狩り以外の有効な手段として活用し、遠距離による散弾銃の半矢等を防止し、確実に捕獲する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、

該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ、イノシシ	金網柵（延長250m）		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8	全鳥獣	防護柵の維持管理及び経年劣化に伴う管理体制（移設等）の検討 緩衝帯整備 サルGPS首輪装着による追い払い 放任果樹の伐採
R9	〃	〃
R10	〃	〃

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

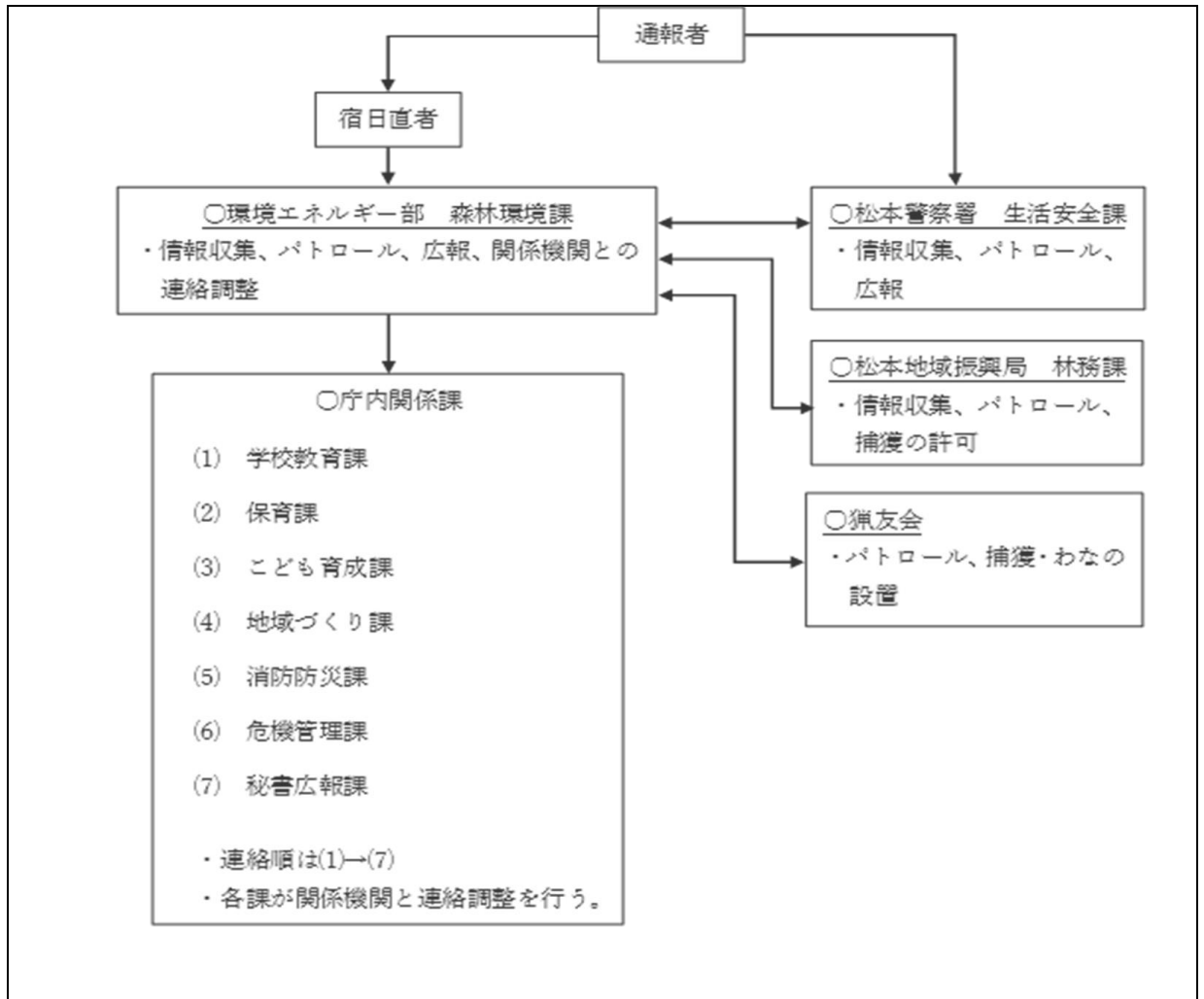
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松塩筑猟友会	パトロール、緊急捕獲
松本警察署	パトロール
松本市鳥獣被害対策実施隊	パトロール、緊急捕獲
松本市	パトロール、実施隊の出動命令
松本地域振興局林務課	パトロール、捕獲許可

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲場所の条件により

- ・ 自家消費
- ・ 現地での埋却
- ・ 補助金により設置した埋却穴に運搬し埋却

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

内田地区の民間施設による食肉加工。

約150頭/年とし、食肉解体業者の直接販売。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕

獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松本市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
松塩筑猟友会	有害捕獲及び生息状況の把握に関すること
松本ハイランド農業協同組合	被害状況の把握及び防除に関すること
あづみ農業協同組合	被害状況の把握及び防除に関すること
松本広域森林組合	被害状況の把握及び防除に関すること
長野県鳥獣保護監視員	鳥獣の保護・管理及び狩猟に関すること
松本市農業委員会	農業被害及び地区防除体制に関すること
長野県松本農業農村支援センター	農業被害の防除支援
松本市	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
松本野生鳥獣対策チーム	被害集落の被害防除支援
長野県農業総合試験場	獣害防止の指導
信州大学農学部	生息状況・被害防止策等の総合アドバイザー
信州ツキノワグマ研究会	生息状況・被害防止策等の総合アドバイザー
地区鳥獣対策推進協議会	各地区内の鳥獣対策の検討、実施
松本自然環境事務所	山岳地帯の鳥獣の生息調査
中信森林管理署	国有林内のニホンジカの生息調査と駆除

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>市内の猟友会員を実施隊員に任命し、市内の猟友会支部を超えて広域で合同捕獲を実施。</p> <p>隊長（松本市長）が、猟友会21支部、307名を任命（令和7年度）</p>

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 集落等捕獲実施隊（5地域）による地域ぐるみの捕獲を実施。
- ・ 個人等が行う駆除に対する許可証発行及び箱罠の貸与。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- 内田地区の民間施設による食肉加工。
約150頭/年とし、食肉解体業者の直接販売。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 1 農家を含む一般家庭を対象に、農産物や食品残渣等の適正処理の徹底を周知し、農作物や人への被害防止に努める。
- 2 荒廃した農地や山林の整備に取り組み、鳥獣の出没しにくい環境を作る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。